

令和6年度授業料免除申請要項

都城工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。

○対象：4，5年生及び専攻科生

○認定要件：

(1) 国籍・在留資格等に関する要件

－ 日本国籍を有する者、法定特別永住者等であること

(2) 入学時期等に関する要件

- ・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- ・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：2021年3月に高等学校を卒業→2024年4月編入学（×対象外）

2022年3月に高等学校を卒業→2024年4月編入学（○対象）

- ・専攻科入学生は、本科卒業から専攻科への入学が1年以内である者。

例：2023年3月に高等専門学校卒業→2024年4月専攻科入学（×対象外）

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

- ・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

- ・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入及び資産の基準を両方も満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内） 半期：117,300円
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3 半期：78,200円
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3 半期：39,100円
第Ⅳ区分 （多子世帯に限る）	51,300円以上～154,500円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/4 半期：29,400円

○資産基準

学生及び生計維持者（2人）の保有する資産の合計額が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 免除算定基準日（原則として、前期は4月1日、後期は10月1日をいう。以下同じ。）前6月以内（入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は対象学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等理事長が定める理由^{※2}により著しい家計の急変があった場合
- ② 在学した期間が通算して36月を超える者等、就学支援金の受給資格のない学科の第3学年以下の学生であって、かつ、学業優秀^{※3}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※3}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「理事長の定める理由」は、学資負担者が負傷・疾病による療養のため勤務できないことなど、従前得ていた収入を得ることができない場合をいいます。

※3 「学業優秀」とは、一年次、専攻科一年次及び編入学生については、中学校在学時の成績（専攻科及び編入学生は、直前に在籍していた学校）又は入試成績が入学者の上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められること。また、二年次以上については、各校が定める標準単位数を修得し、かつ、成績が上位2/3以上であること、あるいはそれと同等と認められることです。ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位数が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病气、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類について後述の「Ⅱ 提出書類・提出先・提出期限」をご参照ください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 選考結果の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

6 お問い合わせ先

申請に関して、ご不明な点等ありましたら、都城高専 学生課学生係 (TEL:0986-47-1135) までお問い合わせください。

(8:30~17:15 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く)

Ⅱ 提出書類・提出先・提出期限

<提出書類>

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	(A様式1)
	【継続時】 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書	(A様式2)
	JASSO 給付型奨学金に係る手続き	学生係
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、(A様式1, 2)の提出で代えることができる。	(様式1-1、1-2)
	家族状況等申告書	(様式2)
	市区町村発行の所得証明書 ・令和5年度分(令和4年度についての記載があるもの) ・合計所得金額、課税標準額、市民税・県民税額、所得控除の内訳を記載したもので、免除申請者と生計を一とする世帯の全員分(就学者、15歳未満、専業主婦等含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は、非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について、無収入申立書による申立てを行う場合は、新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票(免除申請者と生計を一とする世帯全員分)の写し	市区町村役場
	「家族状況等申告書」(様式2)により該当する書類	各機関

<提出先>

都城工業高等専門学校 学生課学生係 (〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473番地の1)

< 提出期限 >

高等教育の修学支援新制度			
区分	対象学年	提出期限	
高等教育の修学支援新制度対象者	4年以上	前期	令和6年4月26日17時
		後期	令和6年10月4日17時

その他の授業料免除制度			
区分	対象学年	提出期限	
(1) 災害等による特別な事由による申請	全学年	前期	令和6年4月26日17時
(2) その他特別な事由の場合		後期	令和6年10月4日17時

(注)

1. 申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
2. 提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
3. 提出期限後の提出については受付できません。